

1. 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

○県民・事業者・行政などの各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる新たな計画を策定（平成29年3月策定）

(2) 計画の位置付け

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「法定計画」
○福岡県環境総合ビジョンの「部門計画」

2 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス

3 計画の期間

2017年度から2030年度まで ※概ね5年ごとに見直し

4 計画の基準年度

2013年度

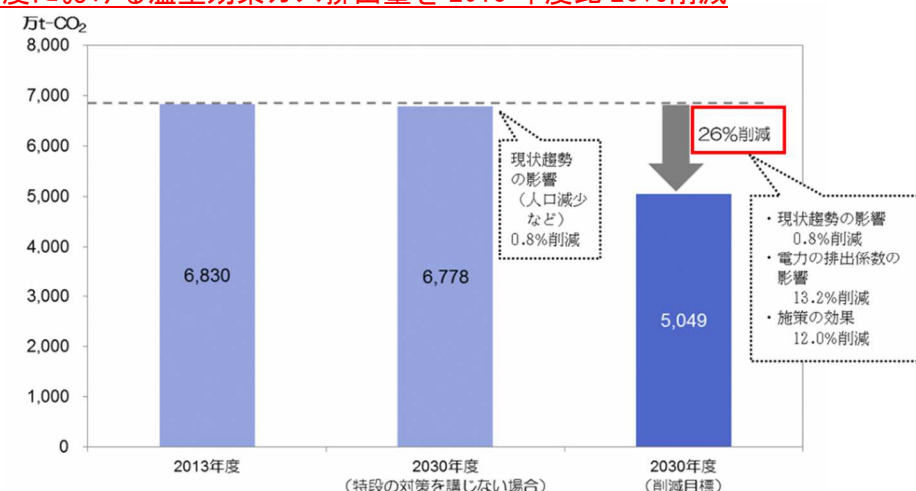
5 計画の目標年度

2030年度

2. 温室効果ガス排出削減目標

1 削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減



※国計画で示された対策を県民、事業者、行政が確実に実施した場合の削減効果や産業界の自主的な取組を考慮して設定。
※温室効果ガス排出量の算定方法見直しに伴い、数値の見直しを行っている。

2 主体別目標

地域での取組が重要な家庭、事業者、自動車について設定

	2030年度 CO ₂ 削減目標 (2013年度比)	2030年度 エネルギー消費量 削減の目安 ※1 (2013年度比)
家庭 (世帯当たり)	41%削減	20%削減
事業者 (床面積当たり)	44%削減	22%削減
自動車 (1台当たり)	24%削減	- ※2

※1 排出係数(※3)の影響を受けない指標として、エネルギー消費量削減の目安を提示
※2 自動車のエネルギー消費量の削減の目安は、CO₂排出量の削減目標と同様
※3 電力の排出係数: 1kWh発電時に排出されるCO₂排出量

3. 温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の現況推計

1 福岡県における温室効果ガス排出量

○温室効果ガス排出量(県全体)

・2017年度: 6,043万t-CO₂
・基準年度(2013年度)から4年連続で減少(2013年度比▲11.5%)

○各温室効果ガスの排出状況

・二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素: 2013年度と比較し減少
・代替フロン等4ガス: 2013年度と比較し増加

※減少した主な要因 エネルギー消費量が減少したこと(下記「2」参照)及び電源構成の変化(原発の稼働及び再生可能エネルギーの普及等)に伴い、電力のCO₂排出係数が改善したことが主な原因。特に電力の使用割合が高い民生部門(家庭・業務)における二酸化炭素排出量の減少が全体の減少に大きく寄与している。

福岡県の温室効果ガス排出量

(単位: 万t-CO₂)

温室効果ガス排出区分	基準年度 (2013年度) 排出量	前年度 (2016年度) 排出量	現況 (2017年度)			削減目標 (2030年度)
			排出量	前年度比	基準年度比	
合計	6,830	6,088	6,043	▲0.7	▲11.5	▲26.0%
二酸化炭素	6,616	5,839	5,786	▲0.9	▲12.6	-
エネルギー転換部門	66	57	56	▲2.8	▲15.8	-
民生(家庭)部門	869	675	648	▲4.0	▲25.4	-
民生(業務)部門	994	760	729	▲4.1	▲26.7	-
産業部門(工場等)	2,827	2,580	2,585	0.2	▲8.6	-
運輸部門	1,103	1,042	1,040	▲0.2	▲5.8	-
工業プロセス部門	686	655	656	0.1	▲4.3	-
廃棄物部門	71	69	73	5.8	2.3	-
メタン	41	38	36	▲3.3	▲11.7	-
一酸化二窒素	50	45	45	▲0.2	▲8.8	-
代替フロン等4ガス (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	123	166	175	5.6	42.8	-

2 主体別の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量(2013年度比)

○主体別の状況(全部門で減少)

・家庭部門(1世帯当たり) CO₂排出量 ▲28.4% (エネルギー消費量▲9.3%)
・業務部門(事業所床面積当たり) CO₂排出量 ▲27.6% (エネルギー消費量▲3.2%)
・自動車部門(1台当たり) CO₂排出量 ▲7.9%

※減少した主な要因 省エネ意識の高まりや高効率設備(LED照明や省エネ家電等)の導入等により、エネルギーの高効率利用が進んだことなどが考えられる。なお、業務のエネルギー消費量(2017年度)が前年度に比べて増加した要因としては、冬が前年度と比べて寒く、暖房設備の使用が増加したことなどが考えられる。

＜本県における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況＞

部門	削減目標 (2030年度)	基準年度 (2013年度)	2016年度	2017年度			
		排出・消費量	排出・消費量	排出・消費量	前年度比	基準年度比	
全体	温室効果ガス	▲26%	6,830万t	6,088万t	6,043万t	▲0.7%	▲11.5%
	エネルギー消費量	-	609PJ	584PJ	586PJ	0.4%	▲3.8%
家庭	(1世帯当たり)CO ₂ 排出量	▲41%	3,789kg	2,857kg	2,712kg	▲5.1%	▲28.4%
	(同上)エネルギー消費量	▲20%	31.6GJ/世帯	29.1GJ/世帯	28.7GJ/世帯	▲1.5%	▲9.3%
業務	(床面積当たり)CO ₂ 排出量	▲44%	158kg	119kg	114kg	▲4.4%	▲27.6%
	(同上)エネルギー消費量	▲22%	1.13 GJ/m ²	1.08 GJ/m ²	1.09 GJ/m ²	0.6%	▲3.2%
自動車	(1台当たり)CO ₂ 排出量	▲24%	2,952kg	2,743kg	2,718kg	▲0.9%	▲7.9%

4. 福岡県における地球温暖化対策

※**新**：令和2年度新規施策
拡：令和2年度拡充施策

温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）

◎省エネルギー対策の推進

■家庭における取組

エコファミリーによる省エネ行動の促進（アプリの運用等）
省エネ機器等の普及促進、住宅の省エネ化の促進

■オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組

エコ事業所による省エネ行動の促進、省エネ設備導入の促進
建物の省エネ化の促進、中小企業における省エネ取組促進

■農林水産業における取組

拡環境負荷低減に寄与する県産農林水産物の地産地消の推進
省エネのための施設導入の推進
木質チップボイラーの導入促進

■運輸（自動車）における取組

拡市町村が行う高齢者運転免許自主返納等促進事業への支援
エコドライブの推進、次世代自動車の普及促進

公共交通機関や自転車の利用促進

■公共施設における取組

市町村の環境保全実行計画策定支援、ESCO事業の導入検討
県有施設等における再生可能エネルギーの率先導入・省エネ化（トンネル照明のLED化）

■低炭素型の都市・地域づくりの推進

商店街の街路灯照明のLED化支援、道路照明のLED化推進、信号のLED化推進、
既成住宅地のまちづくり活動支援、街なかの公共不動産活用支援、
公共交通アクセス環境改善の支援

◎CO₂以外の温室効果ガス 排出削減の推進

- ごみの分別徹底
- フロン類の管理の適正化の推進、
排出抑制
- 下水道施設におけるメタンの有効
利用

◎多様なエネルギーの確保

◎温暖化対策に資する取組の促進

◎吸収源対策の推進

- 森林の適正管理
森林整備の推進
林業の担い手育成
- まちの緑の創造
県有施設の緑化推進
- 県産材の長期的利用
公共建築物等、公共土木工事にお
ける県産木材利用促進
- 農地土壌炭素吸収源対策
農地土壌における炭素貯蓄の
促進

■再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー地産地消モデルの構築
中小企業の再エネ等設備導入支援
再生可能エネルギー関連産業の育成・支援
（**新**風力発電産業の育成及び参入促進）

■水素エネルギー利活用の推進

新再エネ水素製造関連製品（水電解装置）の部品研究会の開催
FCVの普及と水素ステーション整備の一体的推進
再生可能エネルギーから製造した水素の利活用モデルの構築
水素・燃料電池の利用用途拡大

■循環型社会の推進

3R活動の促進、食品ロス削減対策の推進
新ふくおかプラごみ削減キャンペーンの実施

■環境教育の推進

児童、生徒等を対象とした出前講座の開催
地球温暖化対策ワークブックの作成

■国際環境協力の推進

アジア諸地域における福岡方式廃棄物処分場の普及拡大

気候変動の影響への適応（適応策）

◎農林水産業に関する対策

- 高温に強い品種の開発・普及、森林病虫害の防除、海水温変化への対応、
高温対策の支援
- 新**有明海での海況情報配信システムの開発

◎水資源に関する対策

- 節水、雨水利用の普及啓発

◎自然生態系に関する対策

- 県民による希少種保全活動及び外来種防除の推進
- 新**福岡県レッドデータブックの改訂のための有識者会議開催、
- 新**市町村職員等を対象としたヒアリの研修等

◎自然災害に関する対策

- 堤防、治山施設等のインフラ整備、ハザードマップの作成支援、
市町村との連携による住民の防災意識の啓発、防災教育の推進

◎健康に関する対策

- 熱中症予防、感染症予防の注意喚起

◎分野を横断した施策

- 拡**福岡県気候変動適応センターの設置・運営
- 拡**ワンヘルスに関する施策の推進、環境教育の推進

5. まとめ

- 本県の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は、現時点では、県地球温暖化対策実行計画で定めた目標達成に向けて、減少傾向である。
- しかしながら、経済・天候の状況や、電力需給の安定化に伴う省エネ意識の希薄化等により、削減ペースが低下する懸念もあることから、各部門における更なる取組の促進が必要。
- このため、県では、地球温暖化対策施策の総合調整と情報共有を行い、県内における地球温暖化対策を一元的に推進する福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議（15課1室）において新たな施策を検討する等、計画の目標達成に取り組んでおり、今後とも県民、事業者、市町村等と連携・協力し、施策を総合的に推進していく。
- また、平成30年12月に施行された気候変動適応法に基づき、本計画を法に基づく地域適応計画としての位置づけ、福岡県気候変動適応センターの設置を行ったところであり、緩和策、適応策の両面から県実行計画の更なる推進を図る。